令和３年３月３日

経済学部・経済学府における障害のある学生に対する
入学後の修学支援の流れについて

１．相談体制（流れ図①）

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN 室」という。）に相談する。相談を受けた IN 室は、学生と面談を実施する。なお、学生との面談は、「面談責任者」および「面談対応者」（以下、「面談者等」という。）がおこなう。

２．経済学部・経済学府における合理的配慮の協議（流れ図⑤⑬）

合理的配慮要望書を受理した教務課経済担当は、経済学部・経済学府教務委員会（以下、教務委員会という。）に配慮内容の検討を依頼する。（⑤）教務委員会から検討結果の報告を受けた経済学部長・経済学府長は配慮内容を決定する。

経済学部・経済学府のみでの対応が困難な事案については障害者支援推進担当理事（学生支援課）に相談する（⑬）。

３．配慮内容の通知（流れ図⑥⑦）

教務課経済担当は、学部長・学府長名義で「合理的配慮依頼文」を作成し、担当教員へ送付するとともに、写しを学生支援課および IN 室に送付する（⑥）。また教務課経済担当は、学部長・学府長名義で「合理的配慮受付通知文」を作成し、学生へ送付する（⑦）。

４．建設的対話（流れ図⑧⑨⑩⑫）

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、「合理的配慮依頼文」への教員の回答、およびその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。

担当教員は、教務課経済担当から送付された「合理的配慮依頼文」をもとに、要望された配慮の実施可否等について検討し、検討結果の回答を「合理的配慮依頼文」へ記入して教務課経済担当へ送付する（⑧）。その際、「要検討」および「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。教務課経済担当は、教員の検討結果が記入された「合理的配慮依頼文」を学生、および学生支援課・IN 室へ随時送付する（⑨）。

学生は、検討結果が記入された「合理的配慮依頼文」をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する（⑩⑫）。直に行

う建設的対話については、合理的配慮要望書において学生が部局による調整を希望している場合は、学生が教務課経済担当に申し出ることとし、教務課経済担当は実施方法や日程等の調整を行い、同席し、対話の内容を記録する。

５．配慮の実施（流れ図⑪⑫）

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、教務課経済担当と協議する（⑪）。担当教員は、上記４．の建設的対話および⑪の協議等により、合意形成し配慮を実施する（⑫）。

６．不服申立

学生は、学部長・学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

７．その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※IN 室は、適宜、相談に応じるものとする
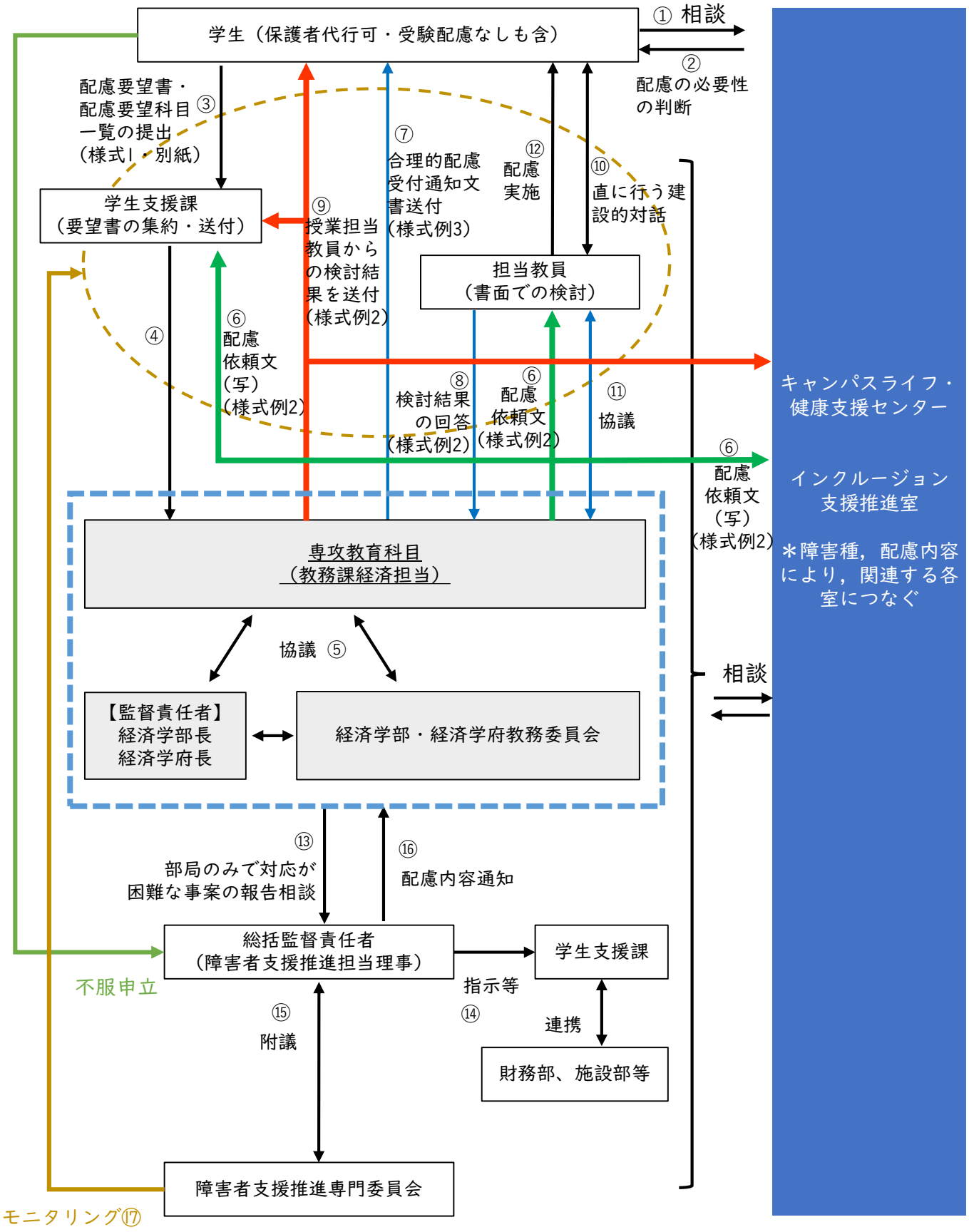
＜障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞